内子町斎場(藤華苑)の指定管理者が決定しました

内子町斎場の指定管理者については、平成 19年3月内 子町議会定例会の議決を受け、平成 19年3月9日付で、 次の通り指定しました。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称および住所

名 称 内子町斎場「藤華苑」 住 所 内子町寺村2478番地7

2 指定管理者の名称および住所

名 称 有限会社南予環境美化センター 代表取締役 村 上 匡 史 住 所 内子町五百木529番地

3 指定期間

平成 19 年4月1日から 平成 22 年3月 31 日まで (3年間)

4 選定の経緯

平成19年1月10日 指定管理者の公募開始

平成 19年1月31日 指定管理者の申請受付締切

平成 19年2月 9日 内子町公の施設指定管理者選定

委員会(武知正照委員長)の開催

平成 19 年3月 9日 指定管理者の指定について内子 町議会で議決

選定の方法および理由

(1) 選定の方法

内子町斎場の指定管理者の選定にあたっては、3 団体から応募があり、内子町公の施設指定管理者選定委員会(委員5人、内1人辞退)において3団体から提出された申請書類の審査を実施し、指定管理者として最も適当と判断される団体を選定しました。

審査方法は、内子町斎場指定管理者選定採点票に掲げる各審査項目について、各団体から提出された事業計画書、収支計画書などの内容審査により、委員4人が5段階評価による採点を行い、合計点数が最も高い団体を指定管理予定候補者として選定することとしました。

※内子町公の施設指定管理者選考委員会とは、地方 自治法に基づく、指定管理者の候補者の選定に関し て公正かつ適正に審議し、町長へ報告する会です。

委員長 武知正照氏(内子·川中1) 副委員長 門田秀夫氏(小田·立石) 委 員 武智 浩氏(内子7)

// 宮岡廣行氏(五十崎・柿原) // 小川浩司氏(内子・下立山)

(2) 選定の理由

各申請団体から提出された事業計画書、収支計画書などの申請書類の内容について、内子町斎場指定管理者選定採点票の各審査項目について採点を行った結果、有限会社南予環境美化センターが、合計点数 452 点(600 点満点)でほかの団体を上回る評価となったことから、指定管理予定候補者に選定することが適当であると決定しました。

平成19年4月1日から火葬の許可などが 次のように変わります

死 亡 届

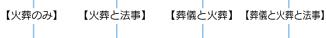
…今までと変更ありません。死亡の届けを役場の本庁・ 分庁・支所のいずれかに届け出てください。

火葬許可証

|…火葬をするための許可証を町長が発行します。

藤華苑使用許可証

…指定管理者が本来、許可証を発行しますが、当分の間、町長が代理で発行します。



指定管理者へ利用料金の支払(藤華苑)

※藤華苑に到着後、火葬許可証と必要に応じて藤華苑使用許可証 を指定管理者にお渡しください。その際、藤華苑の利用料金を 指定管理者にお支払いください。指定管理者が領収書を発行し ます。(火葬料は、従来、役場にお支払いいただいておりました。)



和室で精進落とし (1室 無料)

○火葬に係る利用料金

1. 火葬料

| _ · 八升行 | | | | | | |
|----------|-------|----|---------|---------|--|--|
| 区分 | | 単位 | 町民 | 町民以外 | | |
| 遺体 | 12歳以上 | 1体 | 20,000円 | 40,000円 | | |
| | 12歳未満 | 1体 | 10,000円 | 20,000円 | | |
| 改葬骨·白骨遺体 | | 1棺 | 7,000円 | 14,000円 | | |
| 死産児 | | 1胎 | 5,000円 | 10,000円 | | |
| 手術体·臓器等 | | 1棺 | 5,000円 | 10,000円 | | |
| 産汚物 | | | 1,000円 | 2,000円 | | |

2.室利用料

| 区分 | 単位 | 単位時間 | 町民 | 町民以外 |
|------|--------|------|---------|---------|
| 告別式場 | 1室 | 1 🗆 | 20,000円 | 40,000円 |
| 和室 | 1室 20畳 | 1 🗆 | 10,000円 | 20,000円 |

- ※火葬料は火葬に係る利用料金表のとおりとし、表中の金額 は参考例です。
- ※1日に数件の火葬申込が重なった場合、告別式場、和室などが使用できなくなる場合があります。その際は、指定管理者の指示に対し、ご協力をお願いします。